

# 経済産業省

20210706資第4号  
令和3年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販本発 3 第 4 号

令和 3 年 7 月 6 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋本展秀

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和3年7月3日，令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により，多大な被害が発生したため，静岡県熱海市に災害救助法が適用された。

このため，災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降，令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において，被災されたお客さまから申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和3年6月（支払期日が7月3日以降となるものに限る。），7月，8月および9月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には，そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り，電気料金を免除する。
- 3 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和4年1月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

# 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和3年7月3日、令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多大な被害が発生したため、静岡県熱海市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降、令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

## 記

災害救助法が適用された市町村

静岡県熱海市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡湯河原町

静岡県伊東市，伊豆の国市，田方郡函南町

# 経済産業省

20210706資第5号

令和3年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 託送供給等特例認可申請書

令和3年7月6日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

経料発3第8号

令和3年7月6日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。			
	住所	同	上		
	受給場所	受電場所	同	上	
		供給場所	同	上	
供給電力		同	上		
供給電圧		同	上		
電気方式及び周波数		同	上		
料金その他の供給条件の内容		同	上		
供給開始年月日及び有効期間		同	上		

別 紙

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年7月3日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の静岡県熱海市に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和3年6月（支払期日が7月3日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和3年3月18日付け20210310資第17号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和3年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：令和4年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和4年1月末日)

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年1月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72 (臨時工事費) の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和4年1月末日)

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18 (料金) にかかわらず、令和4年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和4年1月末日)

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和4年1月末日までに行なった場合で、かつ、そ

の供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和4年1月末日）

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

別 添

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年7月3日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の静岡県熱海市に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

### 記

災害救助法が適用された市町村

静岡県熱海市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡湯河原町

静岡県伊東市、伊豆の国市、田方郡函南町

# 経済産業省

20210706資第6号  
令和3年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

# 最終保障供給特例承認申請書

令和3年7月6日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

経料発3第9号

令和3年7月6日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

## 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和3年7月3日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の静岡県熱海市に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和3年6月（支払期日が7月3日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（令和3年3月19日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和3年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：令和4年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 55（一般供給設備の工事費負担金）、56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：令和4年1月末日）

4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 60（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和4年1月末日）

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、令和4年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：令和4年1月末日）

6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和4年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 52（引込線の接続）および53（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、

その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和4年1月末日)

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和3年7月3日、梅雨前線に伴う大雨により多大な被害が生じたため、当社供給区域内の静岡県熱海市に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和3年7月3日以降、梅雨前線に伴う大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

### 記

災害救助法が適用された市町村

静岡県熱海市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡湯河原町

静岡県伊東市、伊豆の国市、田方郡函南町

# 経 済 産 業 省

20210707電委第1号

令和3年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年7月7日付け20210706資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経 済 産 業 省

20210707電委第2号  
令和3年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年7月7日付け20210706資第5号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

20210707電委第3号  
令和3年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和3年7月7日付け20210706資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。